

2026年5月13日

普通預金規定の一部改定について

今般、下記の通り普通預金に関する規定を一部改定します。

なお、改定後の約款は、既にお取引いただいているお客さまにも適用します。

記

1. 改定する規定

普通預金規定

2. 改定日

2026年5月15日

3. 改定理由

今般、オンライン面談ツールを活用した非対面での投資信託および公共債の申込受付を開始することに伴い、払戻請求書への記名押印によらない払戻し方法を一部追加するため、標記規定を一部改定します。

4. 規定の改定内容については、こちらからご確認いただけます。

(1) [普通預金規定 新旧対照表](#)

(2) [普通預金規定\(改定後全文\)](#)

以上